



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察 : イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	乾, 秀明
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第7068号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74067
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hideaki_Inui_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学） 氏名：乾 秀 明

学位論文題名

イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察
ーイングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心にー

・ 本論文の観点と方法

本論文は、16-17 世紀イングランドにおける囲い込み運動をもって「コモンズ」（森林、荒蕪地、沼沢地など）といわれる共同利用資源が消滅したと位置づけてきた研究史に対して、むしろ囲い込み後の「慈善信託」制度の導入がコモンズを再形成させ、19 世紀から20世紀にいたるまで長期にわたって救貧制度の存続を可能にしたと主張している。

分析の対象とするのは、イングランド南西部及び中部のいわゆるフォレスト地域であり、そこにおける慈善信託制度の導入にともない発生した土地収益をめぐって繰り広げられた教区内部での中間層と貧民との政治的対抗関係である。16-17世紀の教区レベルでの裁判史料や行政史料は残存するものが限定されており、さらにそこから民衆（貧民）の声を復元することはきわめて困難な作業となるが、本論文は、イングランドの地方文書館レベルで保存されてきた史料を蒐集し解読することで、この課題に取り組んでいる。

・ 本論文の内容

序論では、本論文の課題と方法が、コモンズをめぐる研究史の整理によって示される。まず「コモンズ」とは、牧草地や沼沢地などの資源を地域コミュニティで共同管理をする仕組みを意味する。また「フォレスト」とは、1217 年フォレスト憲章(Charter of the Forest)を機に国王によるフォレスト指定によって定められた狩猟目的の特定の法体系（フォレスト法）が適用される地域を指し、そこには王有林や荒蕪地、私有林や村落、耕地、放牧地、沼沢地などが含まれる。本論文でいうコモンズの再形成とは、フォレスト法解除によるフォレスト内のコモンズの消滅後に、その補償として慈善信託による土地供与が生み出した利益によって共同利用資源が再形成されたことを意味している。

第Ⅰ部の第1章においては、分析対象地域における人口増加の程度や富の分配の変化を教区簿冊や炉税課税簿などの分析から明らかにするとともに、貧困の程度と救貧税を基盤とした公的救貧の役割について貧民監督役会計簿を中心に分析し、イングランドにおいて囲い込みの進展するなかでコモンズの再形成が求められた社会経済的背景について考察している。第2章では、コモンズの再形成の要求が地域経済における共有資源の存在様式に規定されたと推測されることから、フォレスト周辺地域における農業システムについて概観している。対象地域における農業システムは概ね酪農業であって、耕地及び採草地の保有規模が極めて零細であった当該地域の農業従事者は、家族労働で経営されている酪農業への従事、小規模農家での農繁期の収穫、干草づくりといった季節性の高い農作業に従事する不安定な農業雇用形態に依存していたことを明らかにしている。研究史によ

れば、当該地域のような牧畜森林地域の教区では、男女を問わず酪農業と織物業関連の副業との複合経営が一般的な形態であって、こうした不安定な雇用形態が農村工業への従事によって補完されていたことから、第3章では二つのフォレスト地域の中でも残存する史料が豊富で産業構造の一端を伺えるギリンガム・フォレスト地域において発展した亜麻織物産業について考察している。

第II部では、コモンズの再形成に関わる分析の前提として、「矯正院」及び「落ち穂拾い」に関わる二つの事例をもとに村落内部の政治的アクターの主体性について考察している。第4章では、ドーセットシャーにおける「落ち穂拾い」に関わる訴訟のプロセスが、地方における官僚的国家システムへの統合のプロセスを示すだけではなく、地方における統治への中間層の参加を示すひとつの事例として提示される。第5章では、南西部ドーセットシャーにおけるクランボーン矯正院設立の請願運動、並びにドーチェスター矯正院における横領事件において、四季法廷及び巡回法廷を通じて展開された利害関係者間の交渉のプロセスを分析している。それによって、矯正院設立の請願および横領事件に関わる訴訟が、中間層が政治的に動員される回路を形成していったことを明らかにしている。

第III部では、コモンズが再形成されるプロセスにおいて、財務府裁判所、四季法廷、治安判事や教区エリート層との共同で慈善信託基金となる土地が管理されていたが、そこでは、中間層だけではなく慈善信託による救貧給付の受給者であった貧しい住民のなかに教区自治への主体的関与が見出されることを検証している。市場を通じた土地からの収益（借地農からの借地料）によってもたらされる慈善信託基金を基盤として、未来の世代のニーズに応える持続可能な社会政策を実施する「福祉コモンズ」が構築されたことを明らかにしている。第6章では、17世紀半ばの空位期の南西部ウィルトシャー・ミア教区における慈善信託による土地供与を媒介としたコモンズの再形成について考察している。第7章では、17世紀後半から18世紀前半にかけて展開された慈善信託の実態について、同じくウィルトシャー・ミア教区のフォレスト・マネーの会計簿から分析する。第8章では、バッキンガムシャー・バーンウッド・フォレストを対象にして、コモンズの消滅から再形成の過程を村落内部の政治的対抗関係に注目しながら分析している。第9章では、救貧の対象として最大の集団ではあるが、不可視化されてきた女性の役割について、バッキンガムシャー・ブリル村の一人の貧しい寡婦の事例に基づいて考察している。補論では、ドーセットシャー・ギリンガム・フォレストに隣接し、19世紀まで存続したカンバー・ミードの事例をもとにコモンズの再形成について考察している。

結論部では、全体を要約して、残された課題について指摘している。